

【資料2】

緊急雇用対策事業(H21年からH23年)

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に平成23年度末までの基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っています。

事業名		21年度	22年度	23年度	備考
【緊急雇用創出事業】 ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業。 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業時間は、6ヵ月以内とし、1回に限り更新を可能とする。】	事業数 (直接)	27	13	10 (予定)	平成23年度で事業終了
	雇用人数	57人	49人	30人 (予定)	
【重点分野雇用創出事業】 ○失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業であって、重点分野に係るもの。(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究の7分野をいう。) 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。】	事業数	/	9	18 (予定)	平成23年度で事業終了 (平成22年度予備費により、「重点分野雇用創造事業」が拡充された) H22 直接雇用9事業 H23直接雇用14事業 民間企業に委託(4事業)
	雇用人数	/	21人	36人 (予定)	
【地域人材育成事業】 ○失業者に対する短期の雇用機会を提案した上で、地域ニーズに応じた人材育成を行う事業(地域人材育成事業という。)人材分野は(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、産業振興、健康・福祉、地域づくり、教育・研究の10分野をいう。) 【雇用期間は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。】	事業数 (委託)	/	/	/	平成23年度で事業終了 (平成22年度予備費により、「地域人材育成事業」が拡充された)
	雇用人数	/	/	/	
【ふるさと雇用再生特別基金事業】 ○地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出します。 【雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものである。ただし、事業の性質上、該当事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でない認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。】	事業数 (委託)	4	6	9 (予定)	平成23年度で事業終了 H21民間企業に委託(4事業) H22民間企業に委託(6事業) H23民間企業に委託(9事業:予定)
	雇用人数	8人	13人	25人 (予定)	
合計		65人	83人	91人	

(予定)